

従事日誌の作成基準（NMEMS 版）

労務費を請求される研究員が対象

- 1．従事日誌は、従事した業務内容と従事時間について具体的かつ簡潔に記載すること。
- 2．業務の開始及び終了時刻の記入は、24 時間制で記入すること。また、「除外する時間数」の欄には、特に除外する時間がない場合は、昼休み時間（1 時間）を記入すること。
- 3．兼務出向者の従事時間は、それぞれの企業の就業規則で定める就業時間内とし、休日および勤務時間外に従事した時間は、労務費計上の対象外とする。
- 4．日誌は当該月において全く委託事業に従事しなかった場合でも時間数「0」で提出すること。
- 5．当該業務以外の N E D O 業務に従事している場合、又は N E D O 以外の公的資金に係る業務に従事している場合は、従事日誌の「* 下記業務以外の N E D O 業務従事の有無」及び「N E D O 以外の公的資金に係る業務への従事の有無」欄に「あり」と記入すること。
「あり」と記入した場合は、**重複管理表**も併せて作成し組合本部研究支援担当部に提出。
- 6．業務内容は、実施計画書に記載された研究内容に直接関連した内容で、かつ研究の進捗が容易に確認できるように記述すること。従って、特段の理由もなく、**同じ内容を連日繰り返し記述するようなことがないよう留意すること。**
- 7．従事日誌に、勤怠状況（休暇、遅刻、早退、帰社（出向者の場合）等）の記載は不要とする。
- 8．委託業務に関連する委員会に出席したときは、「(当日の主たる議題等) について議論(委員会：実施場所)」等、行動内容を具体的に記述すること。単に、「 委員会に出席」だけでは不可。
- 9．外勤または出張（国内、国外）した場合は、「実施した業務内容」に加えて（外勤先： 市 × × 会社）又は（出張先： 市、 大学）」を記載すること。
なお、外勤、出張に要した「移動時間」は、各社の勤務時間帯の範囲内において従事時間に含めることができる。（注）外勤とは日当のない出張とする。出張とは、日当・宿泊のある出張とする。
- 10．出張先における業務開始時間が早い等の理由により前泊（前日、出張先に移動し、当地で宿泊）した場合、または業務終了時間が遅い等の理由により後泊（当日、出張先で宿泊し、翌日移動）した場合の記載方法は記載例のとおりとする。

11. 委託業務に関連する学会等に参加したときは、「(実施計画書に記載された研究内容)に関する情報収集(××学会)」等、参加理由や学会名を具体的に記述すること。単に、「学会に参加」だけでは不可。なお、学会等で委託業務に関連する研究発表等を行う時は、当該発表用資料の作成に費やした時間も従事時間に含めることが出来る。

12. 休日または勤務時間外に労務費対象の研究者が学会等に参加した場合の従事日誌の記載方法およびそれに伴う旅費・交通費や学会参加費の計上の可否について

- ・従事日誌には従事時間を記入せず学会参加の理由、学会内容を記述する
- ・学会等参加費は、旅費ではないので諸経費に計上して請求。

13. 特許の取得や普及に関する作業を実施したときは、実施内容の記述が単なる事務作業的な表現にならないよう留意すること。特に特許明細書作成という表現は事務作業と認定されるので記載しない。従って、特許取得に関わる作業を実施した場合は、発案から出願までの段階に応じ、次の記述内容とし、内容の後に必ず当該発明の名称を記入すること。(名称が長い場合は略称でも可)

特許に関する活動全般については、

- ・特許取得のための産業動向調査及び枠組みの検討
- ・知財の普及に関する検討

発明の届出から出願までの作業については、

- ・ に関する特許アイデア検討(発明名称)
- ・ に関する特許アイデアまとめ(発明名称)

14. 次の業務は、NEDO 約款 5 1 条の規程等により従事実績として計上できないので留意すること。

- (1) 成果に関する資料(成果報告書及び中間年報を除く)の作成
- (2) N E D O が主催する委員会等への出席及び委員会等に必要な資料の作成
- (3) 委託業務に係る予算に係る資料の作成及びヒアリングへの対応
- (4) 産業財産権等の取得状況及び事業化状況調査への回答、情報の提供、
- (5) 委託事業に係る事務的な打ち合わせ、経理書類の作成事務、N E D O への提出書類作成
(例) 予算の執行計画や管理に関すること、物品(機器)購入のための発注先の選定や折衝に関すること、実施計画の変更の届出や申請に関すること・・・など

(注) 従事日誌の提出期限は、当月分を翌月第 5 営業日までに本部必着とする。なお、従事内容については、毎月NEDO担当主査の確認を得て労務費の計上を行う必要があるため、提出期限については厳守願います。また、3月分の従事日誌提出は通常月と異なる提出(別途指示)となりますので、あらかじめ連絡します。

以上